

## 魅力あふれる公園づくり推進委員会設置要綱

## (設置)

第1条 本市の主要な公園である洲原公園、岩ヶ池公園、刈谷市総合運動公園、亀城公園及びフローラルガーデンよさみを対象とする魅力あふれる公園づくり構想の実現に向けた取組を推進することを目的として、魅力あふれる公園づくり推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

## (所掌事務)

第2条 委員会は、魅力あふれる公園づくり構想の実現に向けた取組の推進に関し、意見を述べるものとする。

## (組織)

第3条 委員会は、委員25人以内で組織する。

## (委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体を代表する者
- (3) 事業者を代表する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 市の職員
- (6) その他市長が必要と認める者

## (委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

## (会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

## (意見の聴取等)

第7条 委員長は、会議において必要があると認めるときは、委員以外の者に出席

を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、都市公園部公園整備課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。